

革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業

基金運用方針

令和6年7月4日

総務省

構成

1. 目的・概要	2
2. 目標	4
3. 本基金による事業内容	5
4. 評価・モニタリング等	9
5. 実施体制(各主体の役割)	14
6. その他	15
別表 技術成熟度(TRL)の定義及び適用例	16

1. 目的・概要

Beyond 5G は、次世代の基幹的な情報通信インフラとして、あらゆる産業や社会活動の基盤となり、国境を越えて活用されていくことが見込まれる。

その実現に向け、総務省では、令和2年6月に「Beyond 5G 推進戦略」を策定し、Beyond 5G 研究開発促進事業(以下「従来事業」という。)¹により、主に Beyond 5G の要素技術の早期確立を目的とした研究開発を実施してきた。

その後、国際的な開発競争の激化、従来事業の進捗状況、令和4年6月の情報通信審議会「Beyond 5G に向けた情報通信技術戦略の在り方」中間答申(以下「Beyond 5G 中間答申」という。)等を踏まえ、Beyond 5G の実現及び我が国の国際競争力の強化等に向けて、複数年度にわたって安定的・効率的な研究開発支援を可能とするため、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年 10 月 28 日閣議決定)において、Beyond 5G をはじめとする革新的な情報通信技術の研究開発推進のための恒久的な基金を造成することが決定された。これを実現するための「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律」(令和4年法律第 93 号)が令和4年 12 月に成立・施行し、同法に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)に恒久的な基金(情報通信研究開発基金)を造成するとともに、電波の有効利用に資する技術についても、電波利用料を財源とする補助金を当該基金に充てることによって、複数年度にわたって柔軟に研究開発を実施することを可能とした。

同基金により新たに実施する革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業²(以下「本基金事業」という。)は、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発・国際標準化に対する支援の強化を主たる趣旨とするものである。

このため、本基金事業では、①研究開発プロジェクトの実施者による自らの投資も含め社会実装や海外展開に向け戦略と覚悟をもった取組に対する重点的な支援、②社会実装・海外展開を早期に実現するために国が開発を主導し業界横断的に取り組むべき技術(以下「共通基盤技術」という。)の研究開発、③中長期的な視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発、及び④電波の有効利用に資する技術の研究開発³について実施することとする。

その中で、重点支援対象(上記①)となるプロジェクトの実施に当たっては、従来事業における技術面を中心とした評価に加え、社会実装・海外展開を見据えた市場や経営・ビジネスの観点など事業面から見た評価及び進捗確認・助言等(以下「モニタリング」という。)を適切に行い、本基金事業全体としてメリハリの付いた支援を実施することとする。このため、情報通信審議会(情報通信技術分科会 技術戦略委員会)において革新的情報通信技術プロジェクト事業面評価等 WG⁴(以下「事業面 WG」という。)を設置し、事業面からの適切な評価・モニタリングの在り方等について検討を行い、一定のとりまとめが行われた。

¹ 「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」(令和3年2月 11 日施行)により NICT に設置した時限基金(令和2年度第3次補正予算 300 億円:研究開発期間は令和4年度末まで)及び単年度予算措置(令和3年度補正予算 200 億円(一般財源)、令和4年度当初予算 100 億円(電波利用料財源))により実施。

² 「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律」(令和4年 12 月 19 日施行)により設置する情報通信研究開発基金(令和4年度第2次補正予算:662 億円(うち 35 億円が電波利用料財源)、令和5年度当初予算:150 億円(電波利用料財源)等)により実施。

³ 電波利用料財源による研究開発。

⁴ 「革新的情報通信技術プロジェクト WG」より名称変更(令和6年2月 22 日)。

また、業界横断的な共通基盤技術の研究開発(上記②)については、国の主導的な取組として、研究開発の方向性及び成果の普及方策等の検討やプロジェクトの進捗確認・助言等を適切に行うため、情報通信審議会においてオール光ネットワーク共通基盤技術WG(以下「共通基盤 WG」という。)を設置し、研究開発の方向性等について検討を行い、一定のとりまとめが行われた。

さらに、重点支援対象(上記①)となるプロジェクトに係る国際標準化活動支援について、その対象決定等に係るプロセス及び審査の要件(以下「国際標準化活動支援要件」という。)を含む支援の在り方についても、事業面 WGにおいて検討を行い、一定のとりまとめが行われた。

これらを受け、また、Beyond 5G を取り巻く国内外の動向や社会実装・海外展開に向けた取組等の進展、通信業界を巡る構造変化やAIの爆発的普及等の新たに考慮すべき環境変化や課題等を踏まえ、令和6年6月、情報通信審議会において「Beyond 5G に向けた情報通信技術戦略の在り方」最終答申がとりまとめられた。

これらを踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」(令和6年6月 21 日閣議決定)(以下「新資本主義 2024」という。)において、Beyond 5G について、その要素技術として先行する光通信技術の 2030 年頃の導入を見据えて、異なる事業者同士を接続してサービスを提供するために必要な技術を今後5年以内に確立するとともに、国際標準化を加速することが決定された。

本方針は、情報通信研究開発基金の運用に当たっての、本基金による事業内容、事業面 WG 及び共通基盤 WG のとりまとめ等を踏まえた評価・モニタリング、実施体制等について、総務省が定めるものであり、各主体はこれに従って本基金事業を実施する。

2. 目標

次世代の情報通信インフラ Beyond 5G においては、Beyond 5G 中間答申で提言されているとおり、従来の移動通信(無線)の延長上ではなく、有線・無線や陸・海・空・宇宙を含めた統合的なネットワークとして捉え、革新的な高速大容量・低遅延・低消費電力・高信頼・カバレッジ拡張を可能とする次世代ネットワークの実現に向けた研究開発及びその成果の社会実装・海外展開を強かに推進していくことにより、世界の通信インフラ市場のゲームチェンジを図り、国際市場シェア 30%程度の確保を目指すこととし、本基金事業において、社会実装・海外展開に向けた戦略とコミットメントをもった複数の研究開発プロジェクトを組成し、より多くのプロジェクトの目標の達成を図る。

また、本基金事業において、電波利用料財源による研究開発については、電波法第 103 条の2第4項第3号に規定する技術の確立を目指す。

3. 本基金による事業内容

(1) 研究開発プログラム

本基金事業は、次世代の情報通信インフラ Beyond 5G を実現するとともに、社会実装・海外展開を通じた我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の確保に資する技術の研究開発を主たる対象とし、具体的には以下の①②③のプログラムにより支援等を実施する。

いずれのプログラムについても、実施者は、原則として日本国内で登記されている企業等であって日本国内に研究開発拠点を有するものを対象とし、最大5年間の範囲で計画する研究開発プロジェクトについて採択対象を決定するが、計画開始時の助成の交付決定又は委託の契約に当たっては、最初の1～2年程度の実施期間を対象として助成額又は委託額(以下「実施額」という。)等を決定し、後年度の実施期間を対象とした実施額等についてはステージゲート評価の結果等を踏まえて別途決定する。

①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム

当該プログラムは、我が国が強みを有する技術分野⁵を中心とし、社会実装・海外展開の実現に向けて、次の【事業戦略支援型】及び【共通基盤技術確立型】の研究開発プロジェクトを実施するものである。このため、原則として、一定期間内に技術成熟度(TRL: Technology Readiness Level)⁶を一定の水準⁷に到達させることを目指し、以下の2つの分類で実施するものである。

【事業戦略支援型】

(i) 研究開発対象

各企業等の競争領域に該当する技術であって、社会実装・海外展開に向けた戦略とコミットメントをもった研究開発プロジェクトを重点的に支援するものである。

(ii) 助成事業又は委託事業の別

原則、助成事業にて実施する⁸。

(iii) 助成率の考え方

実施する期間全体の事業総額のうち、最大1/2⁹を助成する。

(iv) 1件あたりの支援規模(国費分)

～数十億円程度/年(想定)

⁵ 当面は、Beyond 5G 中間答申に示された重点対象3技術(①オール光ネットワーク関連技術、②非地上系ネットワーク関連技術、③セキュアな仮想化・統合ネットワーク関連技術)を想定。

⁶ TRL については別表参照。

⁷ 例えば、4年以内にTRLが概ね6、5年以内にTRLが概ね7といった水準を想定。

⁸ ただし、我が国の経済安全保障上必要となる技術又は外国機関と協力して開発する技術であって、政府文書において国が実施することが明確に位置づけられているものについては、委託事業にて実施することも可能とする。

⁹ 助成率は採択時の評価に応じて決定する。その際、事業年度ごとの助成率の変動を可能とするが、各事業年度の助成率の上限は2/3とし、期間全体の事業額に対する助成額は事業総額の1/2を最大とする。

【共通基盤技術確立型】

(i) 研究開発対象

社会実装・海外展開の早期の実現のために必要となる業界横断的な共通基盤領域又は協調領域に該当する技術であって、原則として、政府文書において国が実施することが明確に位置づけられているものを国が主導して開発するものである。

(ii) 助成事業又は委託事業の別

委託事業にて実施する。

(iii) 1件あたりの事業規模

～数十億円程度/年(想定)

②要素技術・シーズ創出型プログラム

(i) 研究開発対象

当該プログラムは、プロジェクトの開始時点で TRL1～3に該当する技術であって、社会実装まで一定の期間を要し、中長期的な視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発(国際共同研究を含む)を主な対象とする。

(ii) 助成事業又は委託事業の別

委託事業にて実施する。

(iii) 1件あたりの事業規模

～1億円程度/年(最大数億円)(想定)

③電波有効利用研究開発プログラム

(i) 研究開発対象

当該プログラムは、電波法第103条の2第4項第3号に規定する技術の研究開発を対象とする。

(ii) 助成事業又は委託事業の別

委託事業にて実施する。

(iii) 1件あたりの事業規模

開発規模に応じ、上記①/②と同程度(想定)

(2)国際標準化活動支援

本基金事業で実施する研究開発プログラムにおいて採択されたプロジェクトの実施者を対象とし、以下のとおり、国際標準化活動に係る費用を支援する。

(i)国際標準化活動支援の対象

社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム(事業戦略支援型)において採択されたプロジェクトの実施者を対象とする。

(ii)助成事業又は委託事業の別

助成事業にて実施する。

(iii)助成対象費用

国際標準化活動に必要となる出張旅費、専門人材の人件費 等

(iv)助成率の考え方

国際標準化活動に係る助成対象費用の1/2を助成する。

(v)1件あたりの助成上限額(国費分)

～1億円程度/2年(想定)

(vi)助成期間

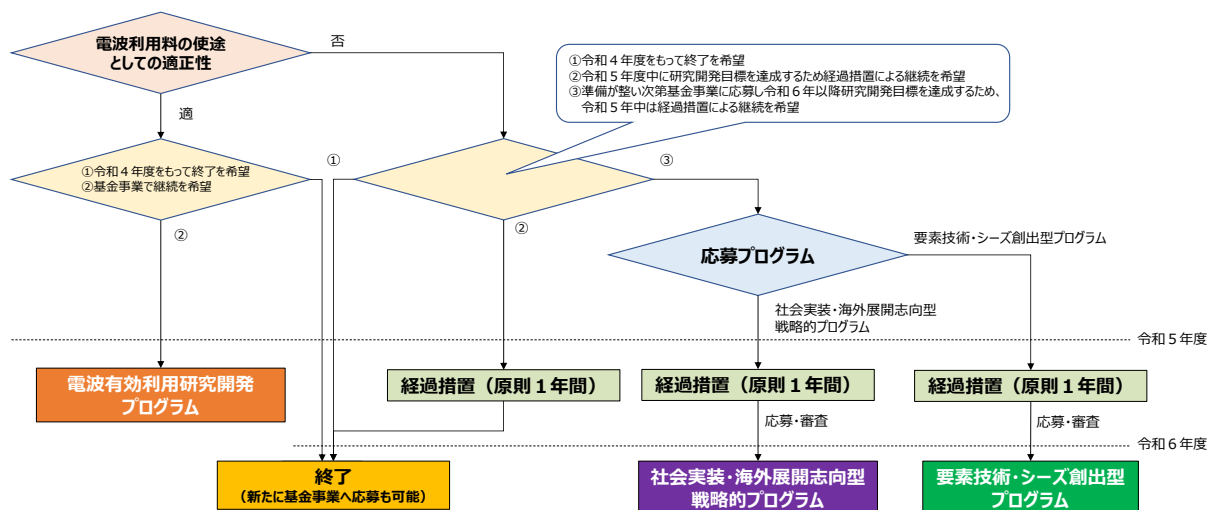
最大2年程度

(3) その他(従来事業で実施してきた研究開発の令和5年度以降の対応について)

従来事業で実施してきた研究開発(以下「既存プロジェクト」という。)のうち、ステージゲート評価等において一定の評価を受けたものであって、電波利用料の用途としての適正性が認められるものについては、受託者が希望する場合、本基金事業における電波有効利用研究開発プログラムによる継続を可能とする。ただし、金額についてはステージゲート評価等の結果に基づき査定する。また、実施期間は当初提案時の期間を限度とする。

既存プロジェクトのうち、ステージゲート評価等において一定の評価を受けたものであって、電波利用料の用途としての適正性が認められないものについては、本基金事業に応募するための準備期間を確保する観点から、一定の条件の下¹⁰、経過措置による継続も可能とする。ただし、金額についてはステージゲート評価等の結果に基づき査定するとともに、一定の上限を設ける。また、実施期間は原則1年¹¹に限る。

なお、経過措置により継続した既存プロジェクトについて、終了評価及び追跡評価を適切に行う¹²。



¹⁰ 令和5年度中(脚注 11 に該当する既存プロジェクトについては当初提案時の期間中)に研究開発目標の達成を目指す又は準備が整い次第、本基金事業に応募して令和6年度以降研究開発目標の達成を目指すこととし、プロジェクトの実施者が経過措置による継続を希望した場合。ただし、時限基金による既存プロジェクトについては、本基金事業に応募して令和6年度以降研究開発目標の達成を目指すこととした場合でも、「要素技術・シーズ創出型プログラム」による達成を目指す場合には、経過措置の上限額は3億円とする。

¹¹ シーズ創出型プログラム及び国際共同研究型プログラムに基づき実施してきた既存プロジェクト並びに政府会議の決定に係る既存プロジェクトであって総務省が NICT に通知したものについては、当初提案時の期間を限度とする。

¹² 本基金事業で実施するプログラムに採択された場合は、採択後のプログラムで行う評価等をもって、これら評価の代替とする。

4. 評価・モニタリング等

各プログラム又は分類の趣旨に鑑み、評価体制を構築し、評価等を実施する。主な実施内容・流れは、下記それぞれのプログラム・分類毎に定めるとおりとする¹³。

(1) 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム

【事業戦略支援型】

NICT は、政策面・事業面・技術面から一貫性のある評価体制を構築することとし、特に事業面については、経営者¹⁴のコミットメントの姿勢を明らかにし、粘り強く取り組むことを求めるなど、事業面 WG がとりまとめた「革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業に係る事業面からの適切な評価の在り方等について」(令和5年3月10日公表)に基づき、NICT が評価等、事業面 WG がモニタリングを適切に実施する。また、NICT は、プロジェクトの公募対象とする技術分野については、総務省と協議の上、選定する。

①プロジェクト採択時

【予備調査】

NICT は、プロジェクトの公募に先立ち、重点技術分野を示した上で予備調査を行い、その結果を踏まえ、公募対象とする技術分野を選定する。予備調査については、総務省の関係部局及び NICT に設置する外部有識者で構成する本分類に係る評価委員会の意見を聞いた上で行う。

【採択評価】

NICT は、公募に対して寄せられたプロジェクト提案のうち、応募要領に合致するものを対象として、政策面¹⁵、事業面及び技術面からの評価を行い、それらを総合した評価結果を踏まえ、プロジェクトの実施者及び実施額について決定する。政策面の評価については総務省の関係部局の意見、事業面及び技術面の評価については上記評価委員会の意見を聞いた上で行う。

②プロジェクト採択後

【モニタリング】

事業面 WG において、採択したプロジェクトについて、プロジェクトの実施期間中に、プロジェクトの主要な企業等の経営者に毎年度事業面 WG へ出席して事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明させること等により、事業面からのモニタリングを定期的実施するとともに、プロジェクト終了後も必要に応じて事業面からのモニタリングを実施する。

¹³ 国の研究開発プログラムは、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月内閣総理大臣決定)」に基づき、外部の専門家を活用した、開始前評価、中間評価、終了時評価、追跡評価を行い、必要な見直しを講じて、効率化を図ることとされている。社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムについて、事業戦略支援型では事業面 WG でのモニタリング及び NICT に設置する外部有識者で構成する評価委員会でのステージゲート評価を、共通基盤技術確立型では共通基盤 WG における進捗確認及び同評価委員会でのステージゲート評価をもって、これら評価の代替とする。

¹⁴ 原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者とする。事業面 WG への出席については、やむを得ない事情があると事業面 WG が認める場合には、この限りではない。

¹⁵ 政府の政策目標との整合性、政策的意義等について評価を行う。

【ステージゲート評価】

NICT は、政策面、事業面及び技術面からの評価を行い、それらを総合した評価結果を踏まえ、プロジェクトの継続又は中止、及び(継続の場合)後年度の実施額について決定する。政策面の評価については総務省の関係部局の意見、事業面及び技術面の評価については上記評価委員会の意見を聞いた上で行う。

【共通基盤技術確立型】

NICT は、政策面・技術面から一貫性のある評価体制を構築し、評価等を実施するとともに、新資本主義 2024 及び共通基盤 WG がとりまとめた「オール光ネットワーク共通基盤技術の開発の方向性及び普及方策について」(令和 6 年 5 月 29 日公表)を踏まえて、NICT が評価等、共通基盤 WG が進捗確認を適切に行う。また、プロジェクトの公募対象については、上記の共通基盤 WG とりまとめを踏まえ、総務省と協議の上、選定する。

①プロジェクト採択時

【採択評価】

NICT は、公募に対して寄せられたプロジェクト提案のうち、応募要領に合致するものを対象として、政策面及び技術面からの評価を行い、それらを総合した評価結果を踏まえ、プロジェクトの実施者及び実施額について決定する。政策面¹⁶の評価については総務省の関係部局の意見、技術面の評価については NICT に設置する外部有識者で構成する本分類に係る評価委員会の意見を聞いた上で行う。

②プロジェクト採択後

【共通基盤 WG による進捗確認】

共通基盤 WG において、採択したプロジェクトについて、その実施期間中に、少なくとも毎年度1回、プロジェクトの実施者から、実施体制や実施状況及び普及に向けた取組等を説明させること等によりその進捗を確認し、適切な技術開発や普及に向けた取組が行われるよう、必要に応じて助言を行う。さらに、プロジェクト終了後も必要に応じて進捗確認を実施する。

【ステージゲート評価】

NICT は、政策面及び技術面からの評価を行い、それらを総合した評価結果を踏まえ、プロジェクトの継続又は中止、及び(継続の場合)後年度の実施額について決定する。政策面の評価については総務省の関係部局の意見、技術面の評価については上記評価委員会の意見を聞いた上で行う。

【終了評価】

NICT は、当初設定した目標の達成状況等について、政策面及び技術面からの終了評価を行う。政策面の評価については総務省の関係部局の意見、技術面の評価については上記評価委員会の意見を聞いた上で行う。

¹⁶ 政府の政策目標との整合性、政策的意義等について評価を行う。

(2) 要素技術・シーズ創出型プログラム

NICT は、技術面からの評価を実施する。また、NICT は、プロジェクトの公募対象とする技術分野について、総務省と協議の上、選定する。

①プロジェクト採択時

[採択評価]

NICT は、公募に対して寄せられたプロジェクト提案のうち、応募要領に合致するものを対象として、NICT に設置する外部有識者で構成する本プログラムに係る評価委員会の意見を聞いた上で、技術面からの評価を行い、その結果を踏まえ、プロジェクトの実施者及び実施額について決定する。

②プロジェクト採択後

[ステージゲート評価]

NICT は、上記評価委員会の意見を聞いた上で、技術面からの評価を行い、その結果を踏まえ、プロジェクトの継続又は中止、及び(継続の場合)後年度の実施額について決定する。

[終了評価、追跡評価]

NICT は、当初設定した目標の達成状況等について、上記評価委員会の意見を聞いた上で、技術面からの終了評価を行う。また、NICT は、プロジェクトが終了して一定期間経過した後も、必要に応じて、プロジェクトのアウトカム等について、上記評価委員会の意見を聞いた上で、技術面からの追跡評価を行う。

(3) 電波有効利用研究開発プログラム

NICT は、政策面・技術面からの評価を実施する。また、NICT は、プロジェクトの公募対象とする技術分野について、総務省と協議の上、選定する。

①プロジェクト採択時

[採択評価]

NICT は、公募に対して寄せられたプロジェクト提案のうち、応募要領に合致するものを対象として、政策面¹⁷及び技術面からの評価を行い、それらを総合した評価結果を踏まえ、プロジェクトの実施者及び実施額について決定する。政策面の評価については総務省の関係部局の意見、技術面の評価については NICT に設置する外部有識者で構成する本プログラムに係る評価委員会の意見を聞いた上で行う。

②プロジェクト採択後

[ステージゲート評価]

NICT は、政策面及び技術面からの評価を行い、それらを総合した評価結果を踏まえ、プロジェクトの継続又は中止、及び(継続の場合)後年度の実施額について決定する。政策面の評価については総務省の関係部局の意見、技術面の評価については上記評価委員会の意見を聞いた上で行う。

[終了評価、追跡評価]

NICT は、当初設定した目標の達成状況等について、政策面及び技術面からの終了評価を行う。また、NICT は、プロジェクトが終了して一定期間経過した後も、必要に応じて、プロジェクトのアウトカム等について、政策面及び技術面からの追跡評価を行う。政策面の評価については総務省の関係部局の意見、技術面の評価については上記評価委員会の意見を聞いた上で行う。

¹⁷ 政府の政策目標との整合性、政策的意義等について評価(電波法第 103 条の2第4項第3号に規定する技術の研究開発への適合性を含む。)を行う。

(4) 国際標準化活動支援

事業面 WG がとりまとめた「革新的情報通信技術 Beyond 5G(6G)基金事業による国際標準化活動に対する支援の在り方について」(令和6年3月8日公表)及び総務省が定めた「国際標準化活動支援要件」(令和6年3月18日公表)に基づき、NICT が、総務省と協議の上、審査等を適切に実施する。

主な実施内容・流れは下記のとおりとする。

① 国際標準化活動支援の対象決定時

[社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム(事業戦略支援型)において新規で公募・採択するプロジェクトを支援対象とする場合]

NICT は、社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム(事業戦略支援型)における新規プロジェクトの公募において、国際標準化活動支援を希望する場合はそれも申請させ、当該プロジェクトの提案者からの申請を受け付ける。

NICT は、当該プロジェクトに係る採択評価において、事業面評価の一環として、当該提案者からの申請について、総務省が定める国際標準化活動支援要件に基づき審査を行い、その結果に基づき助成対象(プロジェクト、助成額等)を決定する。当該審査については、総務省の関係部局の意見及び事業面評価に係る評価委員会の意見を聞いた上で行う。

[社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム(事業戦略支援型)において採択されたプロジェクトを支援対象とする場合]

NICT は、社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム(事業戦略支援型)において採択されたプロジェクト(令和5年度に採択されたものに限る)の実施者に対し、国際標準化活動支援に係る申請を募集し、当該実施者からの申請を受け付ける。

NICT は、当該実施者からの申請について、総務省が定める国際標準化活動支援要件に基づき審査を行い、その結果に基づき助成対象(プロジェクト、助成額等)を決定する。当該審査については、総務省の関係部局の意見を聞いた上で行う¹⁸。

② 国際標準化活動支援の対象決定後

[モニタリング]

事業面 WG において、支援対象プロジェクトに係るモニタリングにあわせて国際標準化活動支援の対象となった取組の状況についても説明や報告を求め、モニタリングを実施する。

[ステージゲート評価]

NICT は、支援対象プロジェクトに係るステージゲート評価にあわせて国際標準化活動支援の対象となった取組についても評価を行う。当該評価については、総務省の関係部局の意見及び事業面評価に係る評価委員会の意見を聞いた上で行う。

¹⁸ 支援対象となるプロジェクトが、社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムの採択プロセスにおいて標準化戦略の観点も含む事業面評価を受けた上での選定を経ていることを踏まえ、評価委員会による評価は要しないこととする。

5. 実施体制(各主体の役割)

本基金事業を実効性・透明性を確保した形で推進するため、WG、総務省及び NICT が緊密に連携した推進体制を構築する。各主体の役割は下記のとおりとする。

(1)WG

①事業面 WG

経営・ビジネス等の知見を有する外部有識者で構成し、社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム(事業戦略支援型)について、事業面からの適切な評価の在り方の検討、採択評価への参画(事業面の審査)¹⁹、事業面からのモニタリング、国際標準化活動支援の在り方の検討を実施する。

②共通基盤 WG

技術や標準化戦略等の知見を有する外部有識者で構成し、社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム(共通基盤技術確立型)で実施する業界横断的な共通基盤技術の研究開発について、研究開発方針の策定、プロジェクトの成果に係る標準化等を含めた普及方策の検討及びプロジェクトの進捗確認・助言等を実施する。

(2)総務省

基金運用方針及び国際標準化活動支援要件の作成・公表、NICT に対する基金補助金の交付、WG の事務局運営、本基金事業に係る政策面からの評価・モニタリング²⁰、本基金事業の執行状況に係る国会報告等を実施する。

(3)NICT

基金運用方針等に基づき、基金の造成及び適正な管理・運用、プロジェクトの公募に先立つ予備調査及び公募対象とする技術分野の選定、当該技術分野等を記載した応募要領等の公表、プロジェクトの公募・審査・採択、外部有識者で構成する評価委員会の設置・運営、国際標準化活動支援に係る申請の募集・受付・審査等、プロジェクト実施者への交付／契約・支払、プロジェクトの成果のとりまとめ・公表、四半期ごとの基金残高の公表等の事務を実施する。

また、プログラムディレクターを設置してプロジェクトの指導・監督や技術面の助言等を実施するほか、国内外の市場・技術の動向(知財・標準化動向も含む)等の調査、インターネットや各種イベント等を通じた情報発信等を実施するとともに、研究開発支援・国際標準化活動支援を通じて、プロジェクトの実施者間の調整・連携を促進し、当該実施者に対してオープン&クローズ戦略も含めた戦略的な知財・標準化や社会実装・海外展開を促進するなど、本基金事業の成果の最大化に向けた取組を総務省と連携して積極的に進める。

¹⁹ 事業面 WG の構成員が NICT に設置する社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム評価委員会に参画する。

²⁰ 電波有効利用研究開発プログラムについては電波の有効利用の観点からの確認等も含む。

6. その他

(1) 基金運用方針の見直し

総務省は、本基金事業の進捗状況、国内外における市場環境や技術動向、政策動向等を踏まえ、必要に応じて柔軟に基金運用方針の見直しを行う。

(2) 本基金事業に係る秘密保持・利益相反の取扱い

総務省及び NICT は、本基金事業によるプロジェクトの採択や進捗確認・助言等に参画する WG 構成員及び NICT に設置する外部有識者で構成する評価委員会の構成員について、非公開情報の秘密保持及び利害関係者に当たる場合のプロジェクトへの関与の制限等を徹底する²¹。

(3) 本基金事業による研究開発成果(知的財産権等)の扱い

① 知的財産権の取扱い

総務省及び NICT は、本基金事業の研究開発成果として得られた知的財産権が、我が国の国際競争力の強化及び経済安全保障の確保の観点から、社会実装・海外展開を通じて適切に取り扱われるよう、必要な措置を講ずる。

② 電波有効利用研究開発プログラムによる研究開発成果

NICT は、総務省が技術基準策定等のために必要と認める場合、総務省又は総務省が指定する者が、当該プログラムにより得られた研究開発成果を利用することができるよう、必要な措置を講ずる。

< 基金運用方針の策定・改定の履歴 >

- ・令和5年3月24日 策定
- ・令和5年12月25日 改定(国際共同研究の追記等)
- ・令和6年3月18日 改定(国際標準化活動支援の追記等)
- ・令和6年7月4日 改定(共通基盤技術確立型の追記等)

以上

²¹ WG の運営に当たっての構成員の守秘義務や制限等について、事業面 WG は「革新的情報通信技術プロジェクト事業面評価等ワーキンググループの運営について(令和5年1月30日技術戦略委員会主査決定)(令和6年2月22日最終改定)」、共通基盤 WG は「オール光ネットワーク共通基盤技術ワーキンググループの運営について(令和6年2月22日技術戦略委員会主査決定)」に定めるとおり。NICT に設置する外部有識者で構成する評価委員会の構成員の守秘義務や制限等については、本基金事業が企業等の秘密情報を多く取り扱う可能性があることを考慮して、別途 NICT が定める。

技術成熟度(TRL)の定義及び適用例

技術成熟度(TRL)の水準と項目		(参考)米国国防総省(DoD)におけるTRL
TRL1	基本原理の観察及び提唱 (例:技術の基本特性についての文献研究等)	Basic principles observed and reported.
TRL2	技術の概念や実用化についての明確化 (例:提唱した技術の実用化に関する検討など分析研究等)	Technology concept and/or application formulated.
TRL3	分析及び実験による、重要な機能や特性についての概念実証(PoC) (例:実験的手法や分析研究などによる要素技術ごとの予測評価等)	Analytical and experimental critical function and/or characteristic proof of concept.
TRL4	研究開発した要素技術または試作品についての実験室規模での評価 (例:試験的に用意した各コンポーネントの統合やその動作確認)	Component and/or breadboard validation in laboratory environment.
TRL5	研究開発した要素技術または試作品についての想定使用環境での評価 (例:各コンポーネントを統合したものをシミュレーション環境で試験)	Component and/or breadboard validation in relevant environment.
TRL6	開発したシステムについての想定使用環境でのモデル実証 (例:実環境を想定した実験環境・シミュレーションにおけるプロトタイプによるテスト)	System/subsystem model or prototype demonstration in a relevant environment.
TRL7	開発したシステムについての運用環境でのプロトタイプ実証 (例:テストベッド環境でのプロトタイプによるテスト)	System prototype demonstration in an operational environment.
TRL8	試験及び実証を通じた実システムとしての完成 (例:完成されたシステムについての運用テスト及び評価、認証試験等)	Actual system completed and qualified through test and demonstration.
TRL9	実システムを商用等に運用 (例:装置類・システムの販売・運用等)	Actual system proven through successful mission operations.

※米国国防総省(DoD)におけるTRLを参考に作成